　0304-02-01



一般社団法人日本原子力学会

フェロー基金による学生会員の活動支援に関する細則

2021年8月27日　フェロー企画運営小委員会メール承認

（目的）

第１条 本細則は，日本原子力学会フェロー基金規約（0304-02）第２条に基づき，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）学生会員の活動支援に関する事項を定め，その適正な執行を確保することを目的とする。

（使途）

第２条 フェロー基金の使途は、学生会員の国際会議発表にかかる参加費，旅費に限定する

（管理運用）

第３条 フェロー基金からの支援金は，当該年度の予算の範囲内で使用することができる。

第４条　第２条に定めた使途への支援希望があった際は，支援可否および支援金について，フェロー企画運営小委員会で決定する。

（改定）

第５条　本細則の改定は，フェロー企画運営小委員会が決定し，総務財務委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成28年2月26日　第3回フェロー企画運営小委員会制定，平成28年4月1日施行  
5年間の有期プログラムとし，延長は活動実績に応じて適宜見直す

２　改定履歴

1. 内規を細則に変更　平成28年11月11日　第2回フェロー企画運営小委員会承認，平成28年11月17日　第5回総務財務委員会報告，平成28年11月30日　第5回理事会報告
2. 平成29年11月9日　第2回フェロー企画運営小委員会承認，平成29年12月11日　第5回総務財務委員会報告，平成30年1月31日　第6回理事会報告
3. 2021年8月27日　フェロー企画運営小委員会メール承認，2021年9月16日　第2回総務財務委員会報告，2021年9月28日　第3回理事会報告

附則

１　平成28年11月11日改定の細則は，フェロー企画運営小委員会承認の日から施行する。

２　平成29年11月9日改定の細則は，フェロー企画運営小委員会承認の日から施行する。

３　2021年8月27日改定の細則は，フェロー企画運営小委員会承認の日から施行する。